

- 改正健康増進法においては、学校、病院、児童福祉施設等、行政機関については、原則敷地内禁煙であるものの、「受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所」に喫煙場所（「特定屋外喫煙場所」）を設置することができることとされている。

健康増進法第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

- 特定屋外喫煙場所で必要となる措置については、以下のとおりとはどうか。

- ・ 喫煙場所と非喫煙場所が区画されていること
- ・ 喫煙場所であることを明記した標識を掲示すること
- ・ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること  
※建物の出入り口の前ではなく、建物の裏や屋上等に設置することを想定

○ 屋外における分煙施設の技術的留意事項については、以下のとおりとはどうか。

なお、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うこととしている。

○ 煙が周囲に容易に漏れ出ないようにすること

＜具体例＞

①壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合（例：コンテナ型）

- ・ 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向けること
- ・ 給気口（出入口と兼ねることも可）は、排気口の反対側に設けること

②壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合（例：パーティション型）

- ・ 壁の高さは、約3メートル程度とすること
- ・ 出入口は、2回以上の方向転換がある「クランク構造」とすること
- ・ 四方壁の下部に、給気用の隙間（10～20cm程度）を設けること
- ・ 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面を設けること

※ 付近の地面より高い位置に設置することが望ましい